

# 律令国家と「鼓」——「鼓自鳴」記事との関わりから——

土居 嗣和

はじめに

鞠智城の姿を記述する数少ない史料の一つに、『日本文德天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰・丁巳条がある。

丙辰【二十四】肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。丁巳【二十五】又鳴。

また同年六月己酉条にも鞠智城のことがみえる。

己酉【二十】大宰府言、去五月一日、大風暴風、官舍悉破。青苗朽失。九国二島尽被損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動庫十一宇火。

文献を通じて鞠智城を考察するさいに、右の史料はしばしば触れられているところである。そしてこれら記事からは、鞠智城が大宰府や肥後国との関係をもつてていることや、兵庫を有していたこと、また不動倉があつたことなどが論じられてきた。

一方、この記事からは、当時の鞠智城に鼓があつたことも知られる。この点に関連して、物集高見が著した『広文庫』（一九一八年）は、「つづみ」の項目のなかで右の天安二年六月の記事を引出し、小項目「鼓自鳴」の説明にあてていて。鞠智城を論じるうえで、鼓の存在は重要な視点の一つであるといえるが、この点は近年の鞠智城研究においても取り上げられている。とくに鼓が鳴ることの意

味については、兵乱の前兆と考えるものが多い。これは当時、新羅海賊が活動を活発にしていることとの関連から説明される（酒寄二〇一四、加藤二〇一六など）。

しかし右の記事を検討する場合、次の二点に注意すべきように思われる。第一に、ここにみられる鼓はなぜ鞠智城に設置されているのかということである。この点については、そもそも日本の律令國家で鼓というものがどのように用いられたのか、そしてそれがなぜ鞠智城にあつたのかということを、制度史などの視点から検討しなければならない。そして鼓の検討を通じてこそ、鞠智城の機能や性格を明らかにできるのではないだろうか。

第二に、鞠智城における鼓の鳴動という現象が、なぜ国史に記載されたのかということである。従来の研究では、たんに鞠智城の存在を伝える史料としてのみ当該記事が利用されてきた傾向がみられる。しかし国史 자체がどのような性格を持つてているのかということを考えることでこそ、史料の一条一條がもつ意味を明らかにできよう。そしてそれは、国家がなぜ鞠智城の鼓の鳴動に关心を持ち続けたのかということを明らかにする鍵となるのである。

以上の問題関心に基づき、本稿は次のような構成をとる。まず日本の律令国家が範とした中国において、鼓がどのような思想や機能をもつていたのか、『周礼』や復原唐令を手がかりに考察する。次

に日本に鼓がどのように伝来し、日本令において規定されたのか、

『日本書紀』『続日本紀』や、令注釈書などを通じて考察する。そして日唐における鼓の差異を分析したうえで、鞠智城に鼓が置かれた理由、および鞠智城における鼓の「自鳴」が国史に記された意味を検討する。以上により、鞠智城が九世紀においてどのような存在であつたのかということを明らかにしたい。

## 一・中国古代における鼓の思想と機能

### (一) 鼓の思想

日本令の原型に唐令が求められることは言を俟たないが、唐令を理解するにあたっては、それ以前の中国の社会・思想が色濃く反映されているということを考慮しなければならないだろう。本節では唐令および唐代の制度を考察するに先だって、それ以前の中国における鼓に関する史料を検討し、鼓がどのような思想をもっていたのかということについて考えることとする。

中国典籍のなかには鼓という文字が少なからず見られるが、ここでは『周礼』に注目したい。『周礼』は周王朝の理想的な制度について述べたものであり、日本においても、藤原京の造営などに影響を与えるなど、律令国家の成立に関わっていると考えられる。そして後述する鼓吹司について、職員令集解ではこの『周礼』が引かれていることから、鼓を理解する上で基本的な理解が得られるものと考える。もちろん『周礼』の記事そのままを中国古代の史実と見なすことはできないが、少なくとも鼓がどのような思想のなかで捉え

られたかということは見いだせるように思われる。

まず鼓がいかなるときに用いられるかということについて、『周禮』地官・鼓人から考えたい。

『周禮』 地官・鼓人

掌レ教二六鼓四金之音声一、以節二声樂一、以和二軍旅一、以正二田役一。

ここでは鼓よりも、それを奏する鼓人に力点が置かれているものの、鼓がどのような場面で用いられるのかということを考えることができよう。右の引用によれば、それは、「一、声楽を節制すること、二、軍隊を調度すること、三、徒役を聚散することである（通釈は、本田二郎『周礼通釈』による）。ここで「六鼓」とあるのは六つの鼓の種類をさしており、具体的には雷鼓・靈鼓・路鼓・鼙鼓・鼙鼓・晋鼓である。それぞれの利用機会は、神祀、社祭、鬼享（宗廟を祭る）、軍事、徒役集散、奏楽であると、『周礼』は右の引用部分に統いて説明する。この一連の説明が、日本の鼓吹司の説明として、職員令集解に引用されているのである。

なお、雷鼓、靈鼓、路鼓については、軍事訓練でも用いられたことが、夏官・大司馬から知られる。

『周禮』 夏官・大司馬

中冬教二大閱一。前期、群吏戒二衆庶一、修二戰灋一。虞人萊二所レ田之野一、為レ表百步則一。為二三表一、又五十步為二一表一。田之日、司馬建二旗于後表之中一。群吏以二旗物鼓鐸鐸鏡一、各帥二其民一而致。質明、弊レ旗誅二後至者一。乃陳二車徒一如二戰之陳一。皆坐。（中略）

中軍以レ鼙令レ鼓。鼓人皆三鼓。司馬振レ鐸、群吏作レ旗、車徒皆作。鼓行鳴レ鐸、車徒皆行、及レ表乃止。三鼓攢レ鐸、群吏弊レ旗、車徒皆坐。又三鼓、振レ鐸作レ旗、車徒皆作。鼓進鳴レ鐸、車驟徒趨、及レ表乃止。坐作如レ初。乃鼓、車馳徒走、及レ表乃止。鼓戒三闋、車三發、徒三刺。乃鼓退、鳴レ鐸且郤、及レ表乃止。坐作如レ初。鼓戒三闋、車三發、徒三刺。乃鼓退、鳴レ鐸且郤、及レ表乃止。坐作如レ初。遂以狩田。（下略）

これは冬期における軍事訓練として狩獵を行うさまを述べたものであるが、軍陣の行動が鼓を擊つことによって統御されていることがわかる。具体的には、兵員の行進や停止、矢の発射、後退などが、鼓を擊つことによって指令されているのである。

このほかにも、『周礼』には鼓のみられる記事がある。たとえば夏官・大僕の職掌について次のような記事がある。

『周礼』 夏官・大僕  
掌下正<sub>二</sub>王之服位<sub>一</sub>、出<sub>申</sub>入王之大命<sub>上</sub>。掌<sub>三</sub>諸侯之復逆<sub>一</sub>。王眡<sub>レ</sub>朝、則前正<sub>レ</sub>位而退、入亦如<sub>レ</sub>之。建<sub>二</sub>路鼓于大寢之門外<sub>一</sub>、而掌<sub>二</sub>其政<sub>一</sub>。以待<sub>下</sub>達<sub>一</sub>窮者<sub>一</sub>与<sub>申</sub>遽令<sub>上</sub>。聞<sub>二</sub>鼓声<sub>一</sub>則速逆<sub>三</sub>御僕与<sub>二</sub>御庶子<sub>一</sub>。（中略）凡軍旅田役、贊<sub>二</sub>王鼓<sub>一</sub>。救<sub>二</sub>日月<sub>一</sub>亦如<sub>レ</sub>之。大喪始崩、戒鼓伝<sub>二</sub>達于四方<sub>一</sub>。筮亦如<sub>レ</sub>之。

ここではまた他の鼓の用法がみられる。まず「路鼓を大寢の門外に建て、其の政を掌る」については、鄭玄が「政とは鼓節と早晏となり」と注していることから、時間を告げるために鼓を擊つことを述べたものであることがわかる。次に軍旅・田役のさいに王が鼓をして

擊つことを助けることについては、さきに引用した大司馬のように、軍事における鼓の使用をさしている。そして「日月を救ふに亦た之の如くす」は、日食・月食のさいに鼓を擊つことを指している。後述するように、唐令においては日食・月食の際に鼓が擊たれることとなつてゐる。これは、太陽や月が欠けるという災いをもたらす邪靈を驚かせるとともに、太陽を支配する天神の靈力を呼びおこして、太陽・月を救い出そうという儀礼を示していると考えられる（進藤一九八二）。そして最後に王または后が死去した場合の大喪のさいに戒鼓を擊つことについては、鄭玄注に「鼓を擊ち以て衆を警しむるなり」とあることから、衆人を戒めるねらいがあつたと考えられる。

以上からは、軍事のほかにも、時報や儀礼、警戒といった機能を鼓がもつていたことが知られる。

このほか、春官・鑄師には、次のように見える。

『周礼』 春官・鑄師  
掌<sub>二</sub>金奏之鼓<sub>一</sub>。凡祭祀鼓<sub>二</sub>其金奏之樂<sub>一</sub>。饗食賓射亦如<sub>レ</sub>之。軍大獻則鼓<sub>二</sub>其愷樂<sub>一</sub>。凡軍之夜、三鼙皆鼓<sub>レ</sub>之。守鼙亦如<sub>レ</sub>之。大喪廢<sub>二</sub>其樂器<sub>一</sub>、奉而藏<sub>レ</sub>之。

ここでは樂の先導として鼓が用いられており、具体的には、金奏（鍾・鑄を擊ち奏樂を開始すること）を導くとともに、饗食・賓射をも同様に導く。また愷旋し軍の勝利を伝える樂についても、鼓を擊つて導くとしている。したがつて、軍事のみならず、樂の合図として鼓が用いられたことがわかる。

以上の『周礼』諸記事からわかる鼓の機能は、一、軍事的利用、

二、樂における利用、三、祖先祭祀や日食・月食における儀礼としての利用、と分類することができよう。このうち樂と儀礼について

は、次のように関連づけてとらえることもできる。すなわち祭において鼓を擊ちならすことは、祖先を呼び寄せるためであり、そうした鼓を樂に利用するのは、「天地の間に存する鬼神に呼びかけ、これを聞いて鬼神の降ることを願うためである」ということである(進藤、一九八二)。この点から見れば、樂と祭祀においては主として神や祖先への呼びかけの方途として鼓が擊たれた、ということができるよう。したがって鼓の機能は、実質的には軍事と樂事の二つとみることができる。

このことは、『周礼正義』地官・鼓人において、「鼓人是樂官。而属司徒者、以其兼掌鼓役事故也」と説明されていることからも裏付けられる。したがって本来は樂官でありつつも、樂と役が鼓人の職掌であり、したがって鼓の役割もこの二つであったといえよう。

ただし『周礼』が、右のようなかたちで鼓人を記しているように、やや軍役での使用に重きが置かれていたとみられる。軍事目的については、さきにみたように、合図・号令として陣中で用いられてくる。このことは樂において合図として用いられることにも通じており、鼓の音は人々の行動を統制するという意味をもつていたことがわかる。

したがつて、鼓は神にはたらきかけるとともに、人々の行動を統制するという機能をもつていると整理することができよう。それは、なぜ鼓にはこうした機能があるのだろうか。このことを検討す

るに当たっては、『山海經』の次の部分が参考になるだろう。

#### 『山海經』十四・大荒東經

東海中有「流波山」。入レ海七千里。其上有レ獸。状如レ牛、蒼身而無レ角、一足。出<sup>レ</sup>入水<sup>レ</sup>則必風雨。其光如<sup>レ</sup>日月<sup>一</sup>、其声如<sup>レ</sup>雷。其名曰<sup>レ</sup>夔。黃帝得<sup>レ</sup>之、以<sup>二</sup>其皮<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>鼓、概以<sup>二</sup>雷獸之骨<sup>一</sup>、声聞<sup>二</sup>五百里<sup>一</sup>、以威<sup>二</sup>天下<sup>一</sup>。

右の部分は、『周礼』鼓人とともに職員令集解でも引用される。この記述によれば、夔という怪獸を黃帝が得たのち、その皮をもつて鼓を作つたとされる。そしてその骨をもつて鼓を擊つたところ、天下広くに鳴り響いたという。もちろんこれは神話的要素が強いものの、鼓の音が威と結びつけられていたことを示すものとしてみることは可能であろう。なお鼓の音を雷と結びつけ、古代中国人の生業である農業の基本的指標となる雷の音をかたどつた鼓を擊つことは、為政思想を反映するものであつたという見解も存する(荒木二〇〇三)。

一方、こうした力を示すための鼓が、ひとりでに鳴り出したという記事が、中國・朝鮮史籍において散見される。たとえば『後漢書』方術列伝の王喬伝のなかでは、鼓の自鳴が次のように伝えられている。

#### 『後漢書』八十二上 方術列伝七十二上

王喬者、河東人也。顯宗世、為<sup>二</sup>葉令<sup>一</sup>。喬有<sup>二</sup>神術<sup>一</sup>、每月朔望、常自<sup>レ</sup>縣詣<sup>二</sup>台朝<sup>一</sup>。帝怪<sup>二</sup>其來數<sup>一</sup>、而不<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>車騎<sup>一</sup>、密令<sup>二</sup>太史<sup>一</sup>

伺<sub>二</sub>望<sub>一</sub>之<sub>一</sub>。言<sub>二</sub>其臨至<sub>一</sub>、輒有<sub>二</sub>双鳴<sub>一</sub>從<sub>二</sub>東南<sub>一</sub>飛來。於<sub>レ</sub>是候鳴至、  
挙羅張<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、但得<sub>二</sub>一隻鳥<sub>一</sub>焉。乃詔尚方讌視、則四年中所<sub>レ</sub>賜尚  
書官屬履也。每<sub>二</sub>當<sub>一</sub>朝時<sub>一</sub>、葉門下鼓不<sub>レ</sub>擊自鳴、聞<sub>二</sub>於京師<sub>一</sub>。<sub>(下略)</sub>

これによれば、神術に長じていた王喬が葉県の役人となっていたとき、その役所に置かれていた鼓がひとりでに鳴り、その音は京にまで聞こえた、ということである。葉県の役所の門になぜ鼓が設置されたのかこの史料からは明らかでないが、ここでは王喬が「神術」、すなわち人智をもつてしては理解しえない力をもつており、その力が鼓の鳴動をもたらしたと考えられよう。

また朝鮮古代の史書でも、同じく鼓の鳴動があり、それが軍事と結びつけられて捉えられている事例が存する。

#### 『三国史記』十四 高句麗本紀二 大武神王

十五年（中略）夏四月、王子好童、遊<sub>二</sub>於沃沮<sub>一</sub>。樂浪王崔理出行、因見<sub>レ</sub>之、問曰、「觀<sub>二</sub>君顏色<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>常人<sub>一</sub>。豈非北國神王之子<sub>一</sub>乎。遂同歸以<sub>レ</sub>女妻<sub>レ</sub>之」。後好童還<sub>レ</sub>國。潛遣<sub>レ</sub>人告<sub>二</sub>崔氏女<sub>一</sub>曰、「若能入而國武、庫割破<sub>二</sub>鼓角<sub>一</sub>。則我以<sub>レ</sub>礼迎。不然則否」。先是、樂浪有<sub>二</sub>鼓角<sub>一</sub>。若有<sub>二</sub>敵兵<sub>一</sub>即自鳴。故令<sub>レ</sub>破<sub>レ</sub>之。於是、崔女將<sub>二</sub>利刀<sub>一</sub>、潛入<sub>二</sub>庫中<sub>一</sub>。割<sub>二</sub>鼓面角口<sub>一</sub>、以報<sub>二</sub>好童<sub>一</sub>。好童勸<sub>レ</sub>王襲<sub>二</sub>樂浪<sub>一</sub>。崔理以<sub>二</sub>鼓角<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>鳴、不<sub>レ</sub>備。我兵掩至<sub>二</sub>城下<sub>一</sub>。然後知<sub>二</sub>鼓角皆破<sub>一</sub>。遂殺<sub>二</sub>女子<sub>一</sub>、出陣。

これによれば、高句麗王大武神王の王子好童が、沃沮に赴いた際、

樂浪王崔理から娘をもらつてほしいと頼まれたのち、樂浪に遣使して崔氏の娘に次のような条件を示した。それは、もし嫁ぐのであれば樂浪郡の庫にある鼓角を破壊せよというものであった。そしてその鼓は、敵兵の襲来があればひとりでに鳴動するというものであった。この後に崔氏の娘が庫内の鼓をすべて破却したことから、樂浪郡は好童の襲来に気づかなかつた、ということである。庫内にあることから考えれば、軍事利用のための鼓であると考えられるが、そうした鼓が敵の襲来を伝達する装置としても認識されていたことがわかる。敵兵の来襲もまた、鼓を擊つ者の意思によって押さえることができないものであり、やはり抗いえない力の象徴として鼓の鳴動が捉えられたといえよう。

以上、『周礼』を中心に、中国古代における鼓の機能について検討し、さらに『後漢書』のほか、『三国史記』をつうじて朝鮮古代についてもふれた。これを踏まえると、鼓の第一義的機能として、「何らかの力を示す」ということを挙げることができるのではないだろうか。そしてその中で、軍事と樂事という二つの機能が存したものと考えたい。軍事については、兵士の統制をはかるものとして用いられていた。そして軍事機能に相対的には重きが置かれているものの、一方では樂事においても用いられていた。後者の場合には、鼓を擊つことによって、樂の統率をとるほか、天神や宗廟への呼びかけを行うという意味があつた。

そして、鼓を擊つことは「力を示す」ことであつたため、その裏返しとして、鼓が勝手に鳴ることは「力が示される」こととして捉えられたといえよう。王喬の事例や、樂浪郡の鼓の事例は、普通の人間が抗いえない力が働いていることを示している。

このように、広く「力」を示すものであつた鼓は、唐令の中などでのように規定されたのか。この点を、復原唐令を通じて検討したい。

## (二) 唐令における鼓の規定

唐令については、仁井田陸氏の『唐令拾遺』(一九三三年)・『唐令拾遺補』(一九九七年)によつて復原が行われている。そして復原条文のなかには、「鼓」という字を含むものがいくつか見られる。官位相当を示す官品令を除き、「鼓」を含む規定をもつ篇目と規定数、『唐令拾遺(補)』における条文番号(括弧内に漢数字で記す)を示すと、次のようになる。

三師三公台省職員令	一(一三)
寺監職員令	二(一、八)
宮衛令	二(三、七)
軍防令	二(一三、一四)
儀制令	一(一〇)
齒簿令	六(一、二、三、四、補一、補三)
樂令	六(一、二、四、六、七、八)
公式令	一(四〇)
閔市令	一(六)
獄官令	一(四三)

右の整理はあくまで復原された条文のみにとどまり、また開元令以外のものもいくつか含まれるが、唐代前後の鼓の機能を知る上で

は有効であろう。以下、必要に応じて条文の関連を確認しながら、逐条検討を行うこととする。

### (ア) 鼓にかかる官職

#### ①三師三公台省職員令一三

太史局(中略)司辰十九人〈掌<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>漏刻〉、(中略)典鼓一百六十人〈掌<sub>レ</sub>擊<sub>二</sub>漏鼓〉。(◇内は本注。以下同じ)

#### ②寺監職員令一

太常寺卿一人〈掌<sub>三</sub>礼儀、祭祀、總<sub>二</sub>判寺事〉。領<sub>一</sub>郊社、諸陵、永康・興寧二陵、諸太子陵、諸太子廟、太樂、鼓吹、太医、太卜、廩穀、汾祠、齊太公廟等署

#### ③寺監職員令八

鼓吹署令一人〈掌<sub>二</sub>鼓吹施用、調習之節〉。以備<sub>一</sub>齒簿之儀、丞一人〈為<sub>三</sub>之式〉、府三人、史六人、樂正四人、典事四人、掌固四人。

まず①の太史局に属する典鼓は、時刻を知らせるために鼓を擊つことを職掌としている。ただしこれは、司辰が漏刻により知り得た時間を、鼓によつて伝えるというものである。

次に②の太常寺の卿にみえる「鼓吹」は、太常寺が鼓吹署などを所管することから記されたものである。したがつて②の「鼓吹」の実質は、③の鼓吹署により担われていることになる。ここでは、鼓吹署が、礼儀・祭祀を掌る役所に所属していることを確認しておきたい。

(3)にみえる鼓吹署は、その名の示すように鼓吹の使用全般を取り扱っている。その職掌は、鼓吹の調習や歎簿に当たることであるとされている。この「鼓吹」の具体的な内容については、さきに見た鼓の思想や、条文の整理から類推すれば、やはり礼楽と軍事であったと考えられよう。

これを踏まえ、以下の逐条検討にあたっては、時報、礼楽、軍事といった機能分類を行うこととする。

#### (イ) 時報

##### ①宮衛令三乙（開元七年令）

諸承天門擊<sub>二</sub>曉鼓<sub>一</sub>。聽<sub>二</sub>擊<sub>レ</sub>鐘後一刻鼓声絕<sub>一</sub>、皇城門開。第一鼇  
鼇声絕、宮城門、及左右延明・乾化門開。第二鼇鼇声絕、宮殿門  
開。夜第一鼇鼇声絕、宮殿門閉。第一鼇鼇声絕、宮城門閉。及左  
右延明門・皇城門閉。其京城門開閉与<sub>二</sub>皇城門<sub>一</sub>同刻。承天門擊<sub>レ</sub>鼓、  
皆聽<sub>二</sub>漏刻契至<sub>一</sub>乃擊。待<sub>二</sub>漏刻所牌到<sub>一</sub>、鼓声乃絕。

これによれば、鼓の合図によって宮城に出入りするための門の開閉が行われることとなっていた。承天門は宮城の南正門にあたり、この門の鼓が曉に擊たれたのち、皇城の諸門が開かれる。その後の鼓の音（「鼇鼇」は鼓の音をさす）によって、ほかの門についても開けられていく。そして夜に閉門する際には、曉とは逆の順番で閉められていく、と規定されていた。なお承天門の開閉にあたっては漏刻が参照されたことも、最後の部分から知られる。

#### (ウ) 礼樂

##### ②宮衛令七（開元二五年令）

五更三籌、順天門擊<sub>レ</sub>鼓、聽<sub>二</sub>人行<sub>一</sub>。昼漏尽、順天門擊<sub>二</sub>破四百  
槌<sub>一</sub>訖閉門。後更擊<sub>二</sub>六百槌<sub>一</sub>、坊門皆閉。禁<sub>二</sub>人行<sub>一</sub>。

この条文も、門の開閉の合図として鼓が用いられていることを定めている。すなわち順天門（承天門）の鼓の合図をもつて門内における人の交通を統制しているのである。こちらの条文では、門の開閉が人の通行の許可および禁止をも規定していることから、鼓は間接的にはあれ、人間の行動の統制をも行っていたといえよう。

##### ③関市令六（開元七年令）

諸市以<sub>二</sub>日午<sub>一</sub>、擊<sub>二</sub>鼓三百声<sub>一</sub>、而衆以会。日入前七刻、擊<sub>二</sub>錘  
三百声<sub>一</sub>、而衆以散。

この条文は、市の開催にあたり、正午に鼓が三百度擊たれることで人々に參集を知らせることを定めている。また日の入り前には錘が擊たれることで解散することとなっている。ここでは鼓だけなく錘も用いられているが、いずれも軍事の際の行軍統制、そして礼樂に用いられるものであるという点は興味深い。「力」を示す道具によって行われていることは、都城という空間が「力」を基盤とする空間であることを示しているように思われる。

礼樂については、唐令では樂令という篇目を設けるなかでこれを

体系的に規定している。また行幸などの行列について規定する歛簿令では、身分に応じた行列のあり方が規定されている。なお樂令・歛簿令とともに、日本令においては篇目として継受されていない。

① 樂令一（開元七年令・同二五年令）

諸宮県之樂（中略）四隅建鼓、（中略）其在「殿庭前」、則加「鼓吹十二案」。於「建鼓之外」、羽葆之鼓、大鼓金鐘歌簫笳、置於其上焉。

② 樂令二（開元七年令・同二五年令）

諸軒縣之樂、去其南鑄鍾、編鍾編磬各三。凡九簴、設於辰丑申之位。三建鼓亦如之。余如「官縣之制」。

③ 樂令四（開元七年令・同二五年令）

諸（中略）鼓承以「花趺」、覆以「華蓋」。

④ 樂令六（開元七年令・同二五年令）

諸有「事於天神」用「雷鼓雷鼗」。地神用「靈鼓靈鼗」。宗廟及帝社用「路鼓路鼗」。皆建於宮懸之内。

①～④は、樂のための鼓の設置様式、および用途ごとの鼓の種類について規定したものである。鼓を設置する場所および数量についても細かく規定していることから、鼓の用法を通じて、國家が祭祀の方針を画一的に定めたと考えることができよう。④については、さきにみた『周礼』にもみえる種類の鼓であり、その使用についても、雷鼓＝神祀／天神に用いる、靈鼓＝社祭／地神に用いる、路鼓＝鬼享／宗廟・帝社に用いる、と一致している。樂令にこれらが記載されていることからは、樂における鼓の使用が、神・宗廟に対する

⑤ 歛簿令三甲（神龍令）

五品官婚祭、先無「鼓吹」。惟京官五品、得「借四品鼓吹」。

⑥ 歛簿令四（年不明唐令）

諸自「王以下、在京拜官初上」、正冬朝会、及婚葬則給之。〈婚及拜「官初上」、正冬朝会、去「稍弓箭及楯、大小鼓、橫吹、大角長鳴中鳴」。〉

⑤⑥とともに、行列にあつて京官に限つて鼓吹の使用を認めることとしている。ここでも京という空間が鼓との関係をもつて説明されているように思われる。あるいは、京官が皇帝に近い存在であることをもつて、鼓の使用を認められたとも考えられよう。なお歛簿における鼓の個数については、この他の歛簿令規定で詳細が記されている。

⑦ 儀制令一〇（開元七年令）

諸太陽虧、有司預奏。其日置「五鼓・五兵於大社」。皇帝不「視事」。百官各守「本司」、不「理務」、過時乃罷。月蝕奏、擊「鼓於所司」救之。（下略）

⑦は日食・月食および皇帝・官人の服喪における対応を規定する。日本令でも、儀制令7「凡太陽虧、有司預奏、皇帝不「視事」。百

る祭祀に密接に関わっていることを意味しているのだろう。なお樂に用いられる具体的な物品や、樂人の服装などについては、樂令七（開元七年令・同二五年令）で詳密な規定がなされている。

官各守「本司」。不レ理レ務。過時乃罷。皇帝二等以上親、及外祖父母、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不レ視レ事三日。國忌日（謂、先皇崩日。

依「別式」合「廢務」者。）三等親、百官三位以上喪、皇帝皆不レ視レ事一日」として継受されているものの、鼓の使用をはじめとして改変が加えられている。

唐令では、まず日食の際には五鼓・五兵を大社に設置することとなつており、また月食の際にも所管官司において鼓を擊つことが定められている。つまり、日食・月食とも、鼓を擊つこととなつてゐるのである。これは『周礼』大僕にもあつたように、鼓を擊つことで日食・月食という状態から太陽・月を救い出すという儀礼を反映したものであろう。『周礼』鄭玄注では『春秋左氏伝』莊公二十五年六月条（「日有<sup>レ</sup>食<sup>レ</sup>之。鼓用<sup>二</sup>牲于社<sup>一</sup>」）にふれ、「日月の眚に非ざれば鼓うたず」と説明している。鼓を擊つ慣習がすでに唐令以前に存在していたのに対し、日本にはそうしたものがなかつたために、令において鼓を擊つことが継受されなかつたのだろう。

以上のように、楽令・儀制令においては、『周礼』にみられたような鼓のあり方が継受されていることが確認できた。一方、齒簿令においては、鼓のもつ「力」という意味との関連から、皇帝に近い者や京にいる官人のみが鼓使用を認められたと考えることができよう。

いる規定がみられる。

#### ①軍防令一三（開元二五年令）

諸每<sup>レ</sup>軍大將一人（別奏八人、廉十六人。）、副二人（分掌軍務）。奏・廉減「大將軍半」。判官一人、典四人、（中略）執鼓十二人、吹角十二人（下略）

#### ②軍防令一四（開元二五年令）

諸纛、大將六口、中營建、出引、軍門旗二口、色紅八幅出前列。門檜二根、以<sup>二</sup>豹尾<sup>一</sup>為<sup>二</sup>刀檻<sup>一</sup>。出居紅旗後、止居帳門前左右、五方旗五口、中營建、出<sup>二</sup>隨六纛<sup>一</sup>後、在營亦於<sup>レ</sup>纛後、隨<sup>レ</sup>方而建。嚴警鼓十二面、營<sup>二</sup>前<sup>一</sup>左右行隊列<sup>二</sup>各六面。在<sup>二</sup>六纛<sup>一</sup>後、角十二具、於<sup>二</sup>鼓左右<sup>一</sup>、各列<sup>二</sup>六具<sup>一</sup>。以代<sup>レ</sup>金。隊旗二百五十口、尚色<sup>二</sup>凶禽獸<sup>一</sup>、與<sup>二</sup>本陣<sup>一</sup>同。五幅、認旗二百五十口、尚色<sup>二</sup>凶禽獸<sup>一</sup>、與<sup>二</sup>諸隊<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>同。各自為<sup>二</sup>誌認<sup>一</sup>。出居隊後、恐士卒交雜。陣將門旗、各任<sup>二</sup>所色<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>以<sup>レ</sup>紅。恐亂「大將陣」。將鼓百二十五面、恐設<sup>二</sup>疑警敵用<sup>一</sup>。

#### ③樂令八（開元七年令・同二五年令）

諸道行軍、応<sup>レ</sup>給<sup>二</sup>鼓角<sup>一</sup>者、三万人以上、給<sup>二</sup>大角十四具、大鼓二十四面。二万人以上、大角八具、大鼓十四面。万人以上、大角六具、大鼓十面。不<sup>レ</sup>滿<sup>二</sup>万人<sup>一</sup>、臨<sup>レ</sup>時量給。其鎮軍三分減<sup>レ</sup>一。

①～③は軍備についての諸規定である。①については各軍に鼓を執る者が十二人配備されることになつてゐる。この人数は吹角の人数と一致していることから、鼓と吹角とが、ともに戦地にあつて用いられたことがわかる。

（イ）については太史局の典鼓や門の役人、（ウ）については太常寺の鼓吹署の関与が推定される。一方、軍防令では、軍事に鼓を用

りここでも「鼓吹」という形で、鼓と角が同数設けられている。そして後半部分については、『通典』本文をそのまま引用しているという復原案の問題を含む部分ではあるが、敵への警戒のために鼓が設けられていたことは認められよう。

③については、行軍に支給される鼓の個数が定められている。これを楽令として復原しているのは、『白氏六帖事類集』に「楽令」として本条が引用されていることによる。ただ軍事的な内容であることは、本条が『唐六典』武庫令にも引かれていることからも明らかであろう。あくまで前者にもとづく推測ではあるが、軍事行動における鼓についても楽令で規定するのは、『周礼』の「役事を兼ね掌る」という文言にも関係してくるのではないかと考えられる。すなわち鼓吹署の「鼓吹調習」には、軍事的な鼓使用の教習も含まれていたと考えられるのである。

①～③の規定では、軍備としての鼓について記されているが、実際に軍の中でどのように用いられてきたのかということまではわからぬ。この点で、『新唐書』兵志の次の記事が参考になる。

毎歲季冬、折冲都尉率五校兵馬之在府者、置左右二校尉。位相距百步。每校為步隊十・騎隊一。皆卷槊幡、展刀旗、散立以俟。角手吹大角一通。諸校皆斂二人騎為隊。二通。偃旗槊。解幡。三通。旗槊擎。左右校擊鼓、二校之人合噪而進。右校擊鉦、隊少却、左校進逐至右校立所。左校擊鉦。少却。右校進逐至左校立所。右校復擊鉦、隊還。左校復薄戰。皆擊鉦、隊各還。大角復鳴一通、皆卷幡。攝矢、弛弓、匣刃。二通。旗槊擎、隊皆進。三通、左右校皆引還。是日也、因縱獵、獲各入其人。

ここにみるような冬に行う訓練については、その理想的あり方がさきにみた『周礼』にも示されている。「因縦獵、獲各入其人」というのは、『周礼』のように行軍練習として狩獵を行っていたこととの関連を指摘することができよう。そしてここでは、鼓が撃たれることができ前進の合図となつていることが読み取れる。一方、陣の整備には角吹、退却については鉦が用いられる事になつていて、前進を鼓とし、退却を鉦とするのは、(イ) ③でみた市の集合・解散との共通性も見いだせるように思われる。

以上のように、軍事における鼓の使用は独特のものではなく、むしろ(イ)(ウ)でみたような用法との共通性のなかで説明できるものであることがわかる。

#### (オ) 皇帝権力の表象

ここまでみてきた各条文については、中国古代、とくに『周礼』の影響が強く認められよう。一方で、ここでとりあげる一条については、それ以外の新たな鼓の用法が見いだされる。

①公式令四〇（開元七年令・同二五年令）

諸諸辭訴、皆從下始。（中略）受表者亦不達、聽鑣登聞鼓」。

（下略）

①にみえる鼓は登聞鼓といい、訴訟判決に不服である場合に皇帝に直訴するために鼓を撃つことを定めたものである（仁井田一九六三）。この場合、鼓の「力」をもつて皇帝に直接呼びかける

という機能を認めることができよう。

②獄官令四三乙（開元七年令・同二五年令）

諸赦日、武庫令、設<sub>二</sub>金雞及鼓於宮城門外之右<sub>一</sub>。勒<sub>二</sub>集囚徒於闕前<sub>一</sub>、搗<sub>二</sub>鼓千声<sub>一</sub>訖宣<sub>レ</sub>制放。其赦書頒<sub>二</sub>諸州<sub>一</sub>、用<sub>レ</sub>絹写行下。

②は赦免による釈放が行われる際の規定であり、武庫令が宮城門

の外に金雞と鼓を設けて、囚徒の前で鼓を千度擊つた後に釈放することとされている。この場合の鼓は、千度擊つことによつて釈放を

認めるのであるから、罪人の釈放を人々に知らせるという機能をもつてゐるのではないだろうか。そして赦免は皇帝による命令であるから、鼓の音は赦免という皇帝の行為を表象したものであるとい

うことができよう。なおこの規定は宋令にも継受されたようで、天聖令・宋47「諸赦日、主者設<sub>二</sub>金雞及鼓於宮城門外<sub>一</sub>、勒<sub>二</sub>集囚徒於闕前<sub>一</sub>、搗<sub>二</sub>鼓千声<sub>一</sub>訖宣<sub>レ</sub>制放。其赦書依<sub>レ</sub>程頒下<sub>一</sub>」とみえている。

以上の二条については、（イ）～（エ）の機能とかけ離れたものではなく、そこから派生して、皇帝権力を反映したり、逆にそれに訴えかけていくというものであつたとみることができよう。

本章でみてきた、中国古代における鼓の機能をまとめると、次のようにになろう。まず『周礼』にみえる鼓は、何らかの力を示すとい

うことであり、軍事に限らず楽や宗教儀礼などにも用いられていた。一方、力を示すのに用いる鼓がひとりでに鳴るのは、抗いがたい力のあらわれとして捉えられた。

このうち樂や日・月食、宗廟祭祀にかかる儀礼、軍事に関する部分は、唐令のなかにも引き継がれた。そしてここでも、「力」と

の関わりのなかで鼓の機能が認められた。ただ太常寺が礼樂のみならず軍事の鼓にも関与していたと推測されることからは、やはり鼓は中国の思想・慣習に根付いたものとして用いられており、樂と役は本来不可分のものであつたということを考えることができます。

このように中国の習俗・儀礼の背景をもつた鼓が、日本ではどのように用いられたのかということについて、次章で検討していくこととする。

## 二・日本における鼓

### （一）鼓の継受過程

日本における鼓の使用については、古くは六世紀頃の群馬県伊勢崎市から出土した埴輪で、鼓を擊つ人物が形象されていることから知られる。また民俗学においては、太鼓について「古く精靈や鳥や敵をおどし、これを退けるためにも用いられた」と考えられている（『民俗学辞典』東京堂出版、一九五一年）。一方、文献史料における鼓の記事としては、『日本書紀』神功皇后攝政十三年二月甲子條に、武内宿禰が皇后に答えた歌に次のように見える（なお同様の歌が『古事記』にもみられる）。

許能弥企塙、伽弥鷄武比等破、曾能菟豆弥、于輪珥多氏々、于多比菟々、伽弥鷄梅伽墓、許能弥企能、阿榔珥、于多娜濃芝作、沙。（此の御酒を醸みけむ人はその鼓臼に立てて歌ひつつ醸みけめかも此の御酒のあやにうた楽しこ、さ）

当該部分はきわめて神話的な部分であり、ただちに史実と見なす

ことはできない。ただし『积日本紀』は「古時臼辺立<sup>レ</sup>鼓、以<sup>ニ</sup>其鳴声<sup>一助</sup>杵歌<sup>一也</sup>」として、酒造りの際に音頭をとるための道具として鼓が用いられていた可能性を示している。

また神功皇后攝政前紀・仲哀天皇九年十月辛丑条には、新羅征伐のさいの倭側の戦況について「船師満<sup>レ</sup>海、旌旗耀<sup>レ</sup>日。鼓吹起<sup>レ</sup>声、山川悉振」と説明し、これによつて新羅王は失望したと述べている。この部分も、やはり史実とすることは難しいことから、鼓の使用例とみることはできない。

鼓の到来が推定される記事としては、『日本書紀』推古天皇二十一年（六一二）是歲條の「百濟人味摩之帰化。曰、學<sup>ニ</sup>于吳、得<sup>ニ</sup>伎樂舞<sup>一</sup>。則安<sup>ニ</sup>置桜井<sup>一</sup>、而集<sup>ニ</sup>少年、令<sup>レ</sup>習<sup>ニ</sup>伎樂舞<sup>一</sup>」に注目できる。このとき樂を伝えるにあたつて、腰鼓（くろのつづみ）が渡来したと考えられている（大築一九五八）。雅楽用の鼓については、寺内直子氏が指摘するように、『西大寺資材流記帳』（宝龜十一年（七八〇））に「大唐樂器」として鞨鼓・腰鼓・倒鼓（鼗）など、高麗樂器として大鼓・小鼓・振鼓、「呉樂器」として呉鼓がみえる（寺内一九八八）。

一方、雅樂以外の鼓が国内で取り上げられる例は、孝德期以降にしばしばみられるようになる。その例として、以下の①～⑥の史料に注目する。

①『日本書紀』大化二年（六四六）正月甲子朔  
其四曰、（中略）凡兵者、人身輪<sup>ニ</sup>刀・甲・弓・矢・幡・鼓<sup>一</sup>。

①はいわゆる「革新の詔」の一部であるが、ここでは兵士が自弁

すべき武具の一つとして鼓が挙げられている。ここで用意される鼓がどのように用いられるのかについて史料から読み取ることはできないが、兵士が準備するということであれば、少なくとも軍事に関するものとみることは可能であろう。ただし改新の詔の評価と同様に、これがどれほどの実態をもつものであつたのかについては、なお検討を要する。

②『日本書紀』天智天皇一〇年（六七一）四月辛卯【二十五】

置<sup>ニ</sup>漏剋於新台<sup>一</sup>。始打<sup>ニ</sup>候時<sup>一</sup>。動<sup>ニ</sup>鍾鼓<sup>一</sup>。始用<sup>ニ</sup>漏剋<sup>一</sup>。此漏剋者、天皇為<sup>ニ</sup>皇太子<sup>一</sup>時、始親所<sup>ニ</sup>製造<sup>一</sup>也、云々。

②は天智天皇が漏刻を設置するとともに、時刻を知らせるために鐘鼓が設置・使用されたことを記している。なお『懷風藻』大津皇子の「臨終」にも、「金烏臨<sup>ニ</sup>西舍<sup>一</sup>、鼓声催<sup>ニ</sup>短命<sup>一</sup>」とあり、律令制施行以前から、時報のための鼓が存在していたことが知られる。

③『日本書紀』天武天皇元年（六七二）七月辛亥【三十一】

男依等到瀬田<sup>一</sup>。時大友皇子及群臣等、共營<sup>ニ</sup>於橋西<sup>一</sup>、而大成<sup>ニ</sup>陣。不<sup>レ</sup>見<sup>ニ</sup>其後<sup>一</sup>。旗幟蔽<sup>レ</sup>野、埃塵連<sup>レ</sup>天。鉦鼓之声、聞<sup>ニ</sup>數十里<sup>一</sup>。列弩亂發、矢下如<sup>レ</sup>雨。

③は壬申の乱の戦況を述べたものである。すなわち村国男依が野洲川、栗太へと兵をすすめ、ついに瀬田の地に至り、敵軍である大友皇子の軍に対したときのことを記している。このときの激戦を「鉦鼓之声聞<sup>ニ</sup>數十里<sup>一</sup>」とすることからは、戦場での合図として鼓

が用いられていたことが想定される。ただ当該条については、日本古典文学大系の注に示されるように、『後漢書』光武帝紀の「軍陣二数百里」。不レ見二其後。(中略)旗幟蔽レ野、埃塵連レ天。鉦鼓之声、聞二数百里。(中略)積弩乱発、矢下如レ雨」という部分を借りた表現である。そこで次の『万葉集』の長歌にも注目してみたい。

④『万葉集』卷二・一九九

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌一首（并二短歌）  
挂文 忌之伎鴨 言久母 綾尔畏伎 明日香乃 真神之原尔 久  
堅能 天都御門乎 懼母 定賜而 神佐扶跡 磐隱座 八隅知之  
吾大王乃 所レ聞見為 背友乃國之 真木立 不破山越而 狄劍  
和射見我原乃 行宮尔 安母理座而 天下 治賜 食国乎 定賜  
等 鷦之鳴 吾妻乃國之 御軍士乎 喚賜而 千磐破 人乎和為  
跡 不二奉仕 国乎治跡 皇子隨 任賜者 大御身尔 大刀取  
帶之 大御手尔 弓取持之 御軍士乎 安騰毛比賜 斉流 鼓之  
音者 雷之 声登聞麻豆 吹響流 小角乃音母 敵見有 虎可叫  
吼登 諸人之 協流麻豆尔 (下略)

(高市皇子の城上の殯宮のときに、柿本人麻呂が作りし歌)

かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも あやに恐き 明日香  
の 真神の原に ひさかたの 天つ御門を 恐くも 定めたま  
ひて 神さぶと 岩隠ります やすみしし 我が大王の きこ  
しめす 背面の国の 真木立つ 不破山越えて 高麗剣 和射  
見が原の 行宮に 天降りいまして 天の下 治めたまひ 食  
国を 定めたまふと 鷦が鳴く 東の国の 御軍士を 召した  
まひて ちはやぶる 人を和せと まつろはぬ 国を治めと

皇子ながら 任せたまへば 大御身に 太刀取り佩かし 大御  
手に 弓取り持たし 御軍士を あどもひたまひ 整ふる 鼓  
の音は 雷の 声と聞くまで 吹き鳴せる 小角の音も 敵見  
たる 虎か吼ゆると 諸人の おびゆるまでに…)

この歌は、高市皇子の殯宮において柿本人麻呂が作ったものであるが、歌の前半部分では壬申の乱が回想されている。ここでも鼓がみえており、その機能については、「整ふる」、つまり軍勢を整えるものとされている。これを踏まえれば、さきの『日本書紀』は、表現を『後漢書』に借りつつも、壬申の乱で実際に鼓が用いられたことを示しているとみてよいだろう。あるいは『万葉集』で用いられていることからは、すでに戦乱の常套句として鼓が認識されるようになっていたともいえる。

ここで鼓の使用を示すものとして③④を捉えると、日本における鼓の本格的使用は壬申の乱という国家的内乱を契機としていることになる。この見方が成り立つとすれば、次の⑤において鼓が現れることはきわめて当然であるといえよう。

⑤『日本書紀』天武天皇十四年（六八五）十一月丙午【四】

詔二四方国曰、大角、小角、鼓・吹、幡旗、及弩・抛之類、不  
レ応二私家。咸收二于郡家。

⑤は、国家により組織される兵制において必要な装備について、その私有を禁止することを記している。この部分は、後述する軍防令44の淵源ともされている。そしてその装備のなかに、鼓が見え

るのである。ここで鼓の所有が禁止された理由については、大軍の指揮にあたり必要なものであったことが挙げられている（佐伯一九五八）。たださきに述べたように、壬申の乱において鼓が用いられたと考えれば、そのねらいは、国家による軍事力の把握に求められるのではないだろうか。このことは、天武期の基本方針である「政要は軍事なり」（『日本書紀』天武十三年閏四月丙戌【五】）にも符合しているといえよう。なお本条に先立ち、天武十年三月甲午【二十五】には鼓吹の調習が行われており、鼓の軍事利用の準備も行われたことが知られ（『日本書紀』）、同十二年十一月丁亥【四】には陣法の訓練が諸国に命じられており、このときに鼓を用いた陣法訓練が行われたと推測される（下向井一九八七）。

#### ⑥『日本書紀』天武十二年六月己未【三】

大伴連望多薨。（中略）乃贈<sub>二</sub>「大紫位」、發<sub>二</sub>「鼓吹」葬<sub>レ</sub>之。

本条では、壬申の乱前に天武天皇に随行するなどの功績があつた大伴連望多（馬来田）の死に際し、天武天皇が厚礼を施したことを見ている。そしてこのとき鼓吹が発せられているのである。高官の死に際して鼓が与えられることは令制下にも引き継がれている（第二節（オ）参照）が、天武期に行われていることを考えれば、軍事機能を基本とする鼓を通じて国家による厚遇が示されたとみることができよう。

ここまで史料をふまえ、日本での鼓の導入を整理すると、一、伎楽、二、時報、三、軍事、という三つの機能を見いだせよう。まず伎楽については、樂の一環であれば、中国の礼楽との共通性

を見いだせそろではある。しかし中国の礼楽の場合、天神・地神・宗廟といった祭祀との関わりが存在している一方、日本においては舞楽に限定した場での使用にとどまっている。これは中国の礼楽を根底で支えている鼓の思想が、日本になかったことによるものと考えられる。

これに対し、時報の機能は中国の制度を模倣・受容したものであった。ただその時期が天智十年であるという点が重要であろう。この年のはじめには、太政大臣に大友皇子、左大臣に蘇我赤兄、右大臣に中臣金を任じており、天智天皇による政治が本格化する動きがみられる。漏刻の設置がそうした年に設けられることも、やはり天智天皇が政治を進めていこうとする姿勢のあらわれとして評価できよう。したがつて漏刻の設置と、それにともなう鼓の設置は、天皇の支配そのものをあらわすものであつたと考えられる。

そして軍事については、鼓の軍事的利用の考え方は早くから伝わっていたとしても、その本格的使用は壬申の乱をまたねばならなかつたと考へることができる。乱の経験は、鼓の所有が軍事上きわめて重要であるということを天武天皇に痛感させたのではないだろうか。それゆえにこそ、鼓吹の調習を行つたり、また私有を禁じたのである。また鼓が国家による軍事的強力を示すことから、葬礼においても天皇の厚遇を示すものとなつたのではないだろうか。

以上からは、中国では軍事に限らず宗教や礼楽などにも用いられていた鼓は、日本においてはその宗教的色彩が捨象され、支配者の力、とりわけ軍事力を示すために受容されたと考へることができる。またそうした機能をもつようになつた理由は、鼓の本格的な使用が天智・天武期にあたることと密接にかかわっているといえよう。

このような鼓の導入過程が、日本令にどのような影響を及ぼしたのかということについて、次節でみるととする。

## (二) 日本令における鼓の規定

日本令のうち、条文がある篇目を整理すると、次のようになる（括弧内の算用数字は、日本思想大系『律令』における条文番号を示す）。

日本令	五	（9、17、27、69、70）
職員令	一	（24）
宮衛令	一	（8）
喪葬令	三	（39、44、54）
軍防令	一	（11）
関市令		
唐令と比較すると、日本令で鼓について規定した条文は少ないことがわかる。これは鼓の規定を多く含んでいた楽令・鹵簿令を日本		
令が篇目として継受していないことにもよるが、さきの考察をふまえれば、鼓の位置づけが中国令と異なっていることにもよると考えられよう。条文に書かれておらずとも解釈上鼓との関係が想定される条文もいくつか存するものの、それを加えても鼓に関する規定は唐令ほど多くは存在していない。以下、さきと同じく逐条的に検討するなかで日本における鼓の位置づけを考察していくこととする。		

### (ア) 鼓にかかる官職

①職員令9陰陽寮条（中務省）

（上略）漏剋博士二人。〈掌下率守辰丁、同漏剋之節上。〉守辰丁二十人。〈掌下同漏剋之節、以レ時擊中鐘鼓上。〉使部二十人。直丁三人。

### ②職員令17雅樂寮

（上略）伎樂師一人。〈掌レ教伎樂生。其生以樂戶為レ之。腰鼓生准レ此。〉腰鼓師二人。〈掌レ教腰鼓生。〉（下略）

### ④職員令27鼓吹司条（兵部省）

鼓吹司 正一人。〈掌下調習鼓吹事上。〉佑一人。大令史一人。少令史一人。使部十人。直丁一人。鼓吹戸。

### ⑤職員令69大宰府条

大宰府〈帶筑前国。〉主神一人。〈掌諸祭祠事。〉帥一人。〈掌下祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闡遺雜物、及寺、僧尼名籍事。〉（下略）

### ⑤職員令70大国条

大国 守一人。〈掌下祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢挙、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闡遺雜物、及寺、僧尼名籍事。〉余守准レ此。其陸奥、出羽、越後等国、兼知饗給、征討、斥候。壱岐、対馬、日向、薩摩、大隅等国、惣知鎮捍、防守、及蕃客、帰化。三関国、又掌閥剗、及閥契事。〉（下略）

日本令では、鼓という語を職掌にもつ官職として、①中務省陰陽

寮の守辰丁、②治部省雅楽寮の腰鼓師、③兵部省鼓吹司、④大宰府・帥、⑤大国・守、の五つがある。

①については、時刻を知らせるための鼓・鍾を擊つことを職掌とする。これは天智期に導入した漏刻制度が、律令制下に改めて取り入れられたものであろう。後世史料によるが、延喜陰陽寮式19（条文番号は訳注日本史料による。以下同じ）では「諸時擊<sub>レ</sub>鼓 子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平声。鐘依<sub>ニ</sub>刻數」と、鼓を特定回数擊つことで時（一日を十二に分けたもの）を知らせ、さらに鐘で刻（時を四等分したもの）を知らせることが規定されている。またこの鼓は都に行き交う人々の行動をも左右したことが、『万葉集』卷一一・二六四一から知られる。

時守之 打鳴鼓 数見者 辰尔波成 不<sub>レ</sub>相毛恵

（時守の打ち鳴す鼓数み見れば時にはなりぬ逢はなくも怪し）

これは、鼓によつて伝えられる時刻が京中広く聞こえていたことを示しているといえよう。またこの歌からは、時刻を知らせる守辰丁が、一般に「時守」と呼ばれていたことが知られる。なお陰陽寮の鼓も軍事用のものと互換性があつたようで、貞觀八年四月二十六日には、漏刻の修理の間、兵庫の大鼓が陰陽寮に与えられている（『日本三代実録』）。

②については、雅楽における鼓（腰鼓）について教習を行うという職である。唐令では樂において鼓が用いられることを基軸として、鼓吹全体を鼓吹署が担当することとなつていたが、日本では樂（舞樂）のみを担当する役職として、腰鼓師が設けられている。

③については、唐における鼓吹署と同じく職名に「鼓吹」を冠しているが、その職掌は大きく異なつてゐる。すなわち兵部省の所管

であることから明らかのように、軍事における鼓吹の調習を掌ることになつてゐるのである。また鼓吹司においては、各地に存する鼓吹戸をも管轄することとなつていた。

なお鼓吹司については、その後他の官職との統廃合が行われているので、ここで整理しておく。まず大同三年（八〇八）に治部省喪儀司を吸収している（『類聚三代格』所収大同三年正月廿日詔）。そして寛平八年（八九六）には、左右兵庫・造兵司と合併して、兵部省兵庫寮となつてゐる（同寛平八年九月七日太政官符）。ただ昌泰元年（八九八）には改めて鼓吹司・左右兵庫・造兵の四司に分かれ、たうえで、いづれも兵部省の所管となつてゐる（同昌泰元年十月五日太政官符）。

①～③が中央官職であるのに対し、④⑤は地方における鼓を取り扱うこととなつてゐる。これらの官職は、後述する諸国の軍団に鼓・角が置かれていることを踏まえると、軍事訓練を掌るものと考えられる（胡口一九八一）。

鼓が条文に含まれる官職から見ると、日本における鼓の機能は、時報、舞樂、軍事の三つに区分することができよう。これは第一節にみた鼓の導入における整理にも一致する。ただし舞樂については、日本は樂令を継受していないことから、令のなかには樂の体系的な規定がない。そこで、以下では、時報と軍事の二つについてみていくこととする。また軍事については、中央の兵部省鼓吹司、地方の大宰帥・国守が存在したことから、中央と地方に分けて検討する。

### ①宮衛令4開閉門条

凡開「閉門」者、第一開門鼓擊訖、即開「諸門」。第二開門鼓擊訖、即開「大門」。退朝鼓擊訖、即閉「大門」。昼漏尽、閉門鼓擊訖、即閉「諸門」。〈理門不<sub>レ</sub>在「閉限」。〉京城門者、曉鼓声動則開。夜鼓声絕則閉。其出「入鑑」者、第一開門鼓以前三刻出。閉門鼓以後三刻進。即諸衛按「檢所部及諸門」。持<sub>レ</sub>時行夜者、皆須<sub>二</sub>執<sub>レ</sub>仗巡行<sub>一</sub>。分明相識。每<sub>レ</sub>旦色別一人、詣<sub>二</sub>在直官長<sub>一</sub>、通<sub>二</sub>平安<sub>一</sub>。

本条は鼓を擊つことによつて開閉門を行ふことを定めており、唐宮衛令三に相当する。ここではどの官司が鼓を擊つかは示されていないが、宮衛令集解「第一開門鼓擊訖、即開「諸門」」部分には次のような見解が示されている。

謂、擊<sub>レ</sub>鼓時節、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別式<sub>一</sub>。〔中略〕跡云、擊<sub>レ</sub>鼓司并定<sub>レ</sub>擊<sub>レ</sub>鼓時等、依<sub>二</sub>別式<sub>一</sub>耳。朱云、貞云、陰陽寮可<sub>レ</sub>擊。〔中略〕或云、問、此条開閉門等鼓所<sub>レ</sub>有、及守打之人、并打<sub>レ</sub>鼓之時、有<sub>二</sub>所見<sub>一</sub>哉。答、不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>令條<sub>一</sub>。然則可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>別式<sub>一</sub>。師云、鼓者時司鼓同耳。

朱説の引く貞説は、鼓を擊つ官職は陰陽寮であるとしている。また最後に見える師説も「時司鼓同」としており、さきの『万葉集』での例をふまえれば、門の開閉の基準となる鼓を擊つのは陰陽寮であつたと考えられる。後世史料ではあるが、延喜陰陽寮式18では

「擊<sub>下</sub>開<sub>二</sub>閉諸門<sub>一</sub>鼓<sub>上</sub>」として季節ごとに開閉門の鼓を擊つ刻限を詳細に規定する。そしてその撃ち方については、「右依<sub>二</sub>前件<sub>一</sub>擊<sub>レ</sub>鼓各二度、度別十二下、從<sub>二</sub>細声<sub>一</sub>至<sub>二</sub>大声<sub>一</sub>」とあり、小さい音から大きい音に十二回撃つのを二度繰り返すことで開門・閉門を知らせることになつてゐる。おそらく集解諸説の段階においても、こうし

た式が存在したと考へられる。なおこの門の開閉は、養老公式令60に「凡京官、皆開門前上、閉門後下（中略）」とあることから、京官の出退勤にも関係していたことが知られる。

### ②宮衛令24分街条

凡京路、分<sub>レ</sub>街立<sub>レ</sub>鋪。衛府持<sub>レ</sub>時行夜。夜鼓声絶禁<sub>レ</sub>行。曉鼓声動聽<sub>レ</sub>行。若公使、及有<sub>二</sub>婚嫁喪病<sub>一</sub>、須<sub>二</sub>相告赴<sub>一</sub>、求<sub>二</sub>訪医藥<sub>一</sub>者、勘問明知<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>實、放過。非<sub>二</sub>此色人<sub>一</sub>犯<sub>レ</sub>夜者、衛府当日決放。応<sub>レ</sub>贖、及余犯者、送<sub>二</sub>所司<sub>一</sub>。

本条は京内の区画および夜間の警備について定めたものであり、唐宮衛令七に相当する。ここでは鼓は京内の通行の許可・制限の合図として用いられている。条文中の「夜鼓」「曉鼓」は、集解「云が「令狀」を引き、「且就<sub>レ</sub>心曉・夜鼓者、漏刻鼓外別在耳」と、漏刻とは別にある鼓が撃たれていたと説明している。しかし①においても曉鼓・夜鼓はみえており、本条義解では、曉鼓を「上文第一開門是也」、夜鼓を「亦上文閉門鼓是也」としていることから、やはり開門・閉門の鼓をそれぞれさしてゐるといえよう。

### ③閑市令11市恒条

凡市、恒以<sub>二</sub>午時<sub>一</sub>集。日入前、擊<sub>二</sub>鼓三度<sub>一</sub>散。〈毎<sub>レ</sub>度各九下。〉

本条は市の開催・解散について規定したもので、日の入り前に鼓が撃たれることで解散することと定められた。鼓の撃ち方は、「毎度各九下」を「三度」とあるから、九回撃つことを三度繰り返すこと

とで知らされたことがわかる。これは時報や開閉門とは異なる擊ち方である。またこの条文は、唐関市令六に相当するが、唐令では開催を鼓で知らせる一方、解散は鉦で知られており、鼓のみを用いる日本令とは異なっている。

市の解散を知らせる鼓については、おそらく京職が擊つたと考えられる。養老職員令66左京職条には、左京職の職掌について次のようにある。

左京職 〈右京職准レ此。管司一。〉 大夫一人。〈掌下左京戸口名籍、字<sub>二</sub>養百姓、糾<sub>二</sub>察所部、貢挙、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市塵、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、關遺雜物、僧尼名籍事上。〉（下略）

そして「市塵」という語を説明するにあたり、職員令集解所引伴記は関市令11を引いている。ここから市の解散を告げる鼓も京職が擊つたものと考えられよう。

以上、①～③からは、京における時報として鼓が用いられたことを確認した。これらについては、唐令と同様に、鼓が京内にいる（または入ろうとする）者の行動を統御していることがわかる。

## （ウ）中央の軍事

①宮衛令22元日条

凡元日、朔日、若有<sub>二</sub>聚集<sub>一</sub>、及蕃客宴会辭見、皆立<sub>二</sub>儀仗<sub>一</sub>。

廃置長上事  
鼓吹司

本条は元日などに、儀仗を立てて威儀を示すことを定めたものである。本条そのものには「鼓」の語は見られないが、宮衛令集解本

条「凡元日朔日」部分古記は、「古記云、元日夫裝<sub>二</sub>五疊<sub>一</sub>有<sub>二</sub>鉦鼓<sub>一</sub>也」という解釈をしている。すなわち、元日には五つの疊（はたぼこ）を立てたうえで、鉦・鼓が用いられるとしているのである。疊は軍中に用いるもの（『大漢和辞典』）であることから、鉦・鼓も軍器としての性格をもつたものと推測される。

これについては、次の史料（i）（ii）にも触れておきたい。

（i）『続日本紀』靈龜元年（七一五）正月甲申朔

天皇御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>朝。皇太子始加<sub>二</sub>礼服<sub>一</sub>拜朝。（中略）其儀、朱雀門左右、陣<sub>二</sub>列鼓吹・騎兵<sub>一</sub>。元会之日、用<sub>二</sub>鉦鼓<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是始矣。

この史料によれば、靈龜元年にいたりようやく律令の規定のような威儀が行われたことがわかる（ただし古記が存することから、大宝令に規定自体は存在していたと考えられる）。そしてその内容は、「鼓吹・騎兵を陣列す」というように、天皇・皇太子の面前で陣列するという、いわば閱兵のようなものであつたと考えられる。そしてここでの鼓吹は、やはり兵部省鼓吹司が管轄したものと思われる。なお元日朝賀・後斎会における鼓吹司の関与については、延喜兵庫式に詳細な規定が存在する。

（ii）『類聚三代格』所引延暦十九年（八〇〇）十月七日官符（卷

四加減諸司官員并廃置事）

右得<sub>二</sub>兵部省解<sub>一</sub>偁、「鼓吹司解偁、『軍旅之設、吹角為<sub>レ</sub>本。征

戰之備、鉦鼓為<sub>レ</sub>先。今有<sub>二</sub>吹角長上三人<sub>一</sub>、曾無<sub>二</sub>鉦鼓之師<sub>一</sub>。

至<sub>二</sub>於威儀之日<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>失<sub>二</sub>進退之節<sub>一</sub>。望請、置<sub>二</sub>鉦鼓長上<sub>一</sub>、

教<sub>二</sub>習生徒<sub>一</sub>】者（中略）。

右の官符は職員令集解（鼓吹司条）にも引用されているところで、ここでは「征戰之備」としてきわめて重要なものであると述べられている。そしてそれゆえにこそ、威儀の日に鉦鼓が不十分であることによつて「進退之節」を失うことは問題であるとしているのである。そして、これにより鼓吹司に鉦鼓の師のポストとして鼓吹長上が一員設けられることとなつたのである。

本条及び（i）（ii）によれば、鼓吹の機能は、兵士の陣列を整えることにあつたということができよう。そしてここから推測するに、鼓吹司は日常的に軍事訓練、とくに陣列を整えるための軍事訓練に関わっていたのではないだろうか。このような鼓の機能について、鼓吹司の関与は見えないものの、次の史料に注目できる。

### （iii）『続日本紀』養老五年（七二一）十二月辛丑【二十九】

太政官奏、「授刀寮及五衛府、別設<sub>二</sub>鉦・鼓各一面<sub>一</sub>。便作<sub>二</sub>將軍之号令<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>兵士之耳目<sub>一</sub>、節<sub>二</sub>進退動靜<sub>一</sub>」。奏<sub>二</sub>可之<sub>一</sub>。

ここでは授刀寮・五衛府にたいし、新たに鉦・鼓にそれぞれ二面ずつ設けることが奏上され、認められている。そして鉦・鼓は「將軍の号令を作し、以て兵士の耳目と為り、進退・動靜を節す」るものとされている<sup>(1)</sup>。（ii）において鼓の未熟なことが「進退の節を失する」ことにつながるとしていたことを併せて考えれば、やはり

鼓吹は、兵士の陣列を整えるためのものであつたとみることができよう。そして鼓による陣列組織は、下向井氏のいうように律令軍制の基礎戦術だったと考えられる（下向井一九八七）。

以上、中央での鼓吹については、養老令では一条のみではあるものの、『続日本紀』にみえる諸記事を踏まえれば、兵士の陣列を整える機能に特化して用いられていることができよう。この点は、樂における鼓の使用についての規定も多くみられた唐令と対照的である。そして、次にみる、地方の鼓吹の存在は、このような軍事的機能が日本の律令国家に不可欠であったことをより一層強く示しているといえる。

### （エ）地方の軍事

#### ①軍防令39軍團置鼓条

凡軍團、各置<sub>二</sub>鼓二面、大角二口、少角四口<sub>一</sub>。通<sub>二</sub>用兵士<sub>一</sub>。分番教習。倉庫損壞須<sub>二</sub>修理<sub>一</sub>者、十月以後、聽<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>。

本条は、各国に設置される軍團に配備すべき装備として、鼓・角を規定したものである。ここで鼓吹の機能は、具体的には記されていないものの、中央での鼓吹の用法や、「鼓二面」という数量がさきの『続日本紀』養老五年における配備数量と同じであることをみれば、やはり兵士の陣列に用いられたものであるように思われる<sup>(2)</sup>。そして中央では鼓吹司が教習を掌つたものと推定されるが、本条では「兵士を通はし用いよ。分番して教習せよ」とあつて、招集された兵士を教習し、鼓吹を扱わせたと考えられる。しかし中央

において「鼓吹之師」を必要とするような鼓吹が、「分番教習」によつて容易に習得させることのできるものであつたとは考えにくい。そこで注目したいのが、(ア) ③鼓吹司にみえる「鼓吹戸」である。職員令集解「鼓吹戸」部分所引の官員令別記には「大角吹并二百十八戸、右毎戸召自九月至二月習」とあり、また『続日本紀』神龜三年八月壬戌【十七】には「定鼓吹戸三百戸」とある。そして延喜兵庫寮式32にも「山城国七十五烟、摂津国二烟、河内国廿三烟」と、合計百戸の鼓吹戸のあることが確認できる。こうした鼓吹戸が、地方において必要な鼓吹の教練にあたつたと考えられよう。

一方、鼓吹戸以外にも、鼓吹に関わつたと考えられる者の存在したことが、次の規定から認められる。

(i) 延喜民部省式上44

凡諸国国別置「鼓生一人、大角生五人、小角生三人」。並免<sub>二</sub>徭役<sub>一</sub>。

(ii) 延喜民部省式上76

凡大宰府鼓吹丁、筑前、肥後各七十二人、筑後、肥前各五十四人、

豊前、豊後各卅六人。並免<sub>二</sub>其徭役<sub>一</sub>。

(2) 軍防令44私家置鼓条

凡私家、不得<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>鼓鉦、弩、牟、稍、具裝、大角、少角、及軍幡<sub>一</sub>。唯樂鼓不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>禁限<sub>一</sub>。

これらによれば、諸国に「鼓生」、大宰府管内に「鼓吹丁」が置かれていたことがわかる。前者については、國府などで行われる儀式での儀仗が軍団廃止以後も行われたと推測され、また後者については、大宰府に上番する鼓吹丁が軍団廃止後も維持されたとみられる（訳注日本史料『延喜式』における金沢悦男・堀部猛氏の注釈）。なお訳注日本史料『延喜式』では、「鼓吹丁」について、「軍団一団

につき鼓吹丁一八人という基準に基づいている」としたうえで、「大宰府に上番する鼓吹丁の鼓・角の教習は各國の軍団に委ねられ、彼らを交替で大宰府に勤務」させたとしている。軍団と鼓吹の対応については首肯できるものの、鼓・角の教習が軍団に任されていたとする点については検討が必要なように思われる。むしろここでは、大宰府上番の際に鼓吹の訓練が行われていたと考えられるのである。これは鼓吹が教習を要する技能であるのと同時に、鼓の使用が國家の軍事力を示すものでもあつたことからも説明できよう。

律令制成立前後には、持統天皇七年（六九三）十二月丙子【二十一】に諸国に「陣法博士」が送られたことがみえ（『日本書紀』）、天平宝字五年（七六二）十一月丁酉【十七】には「五行之陣」の調習が行われ、翌年十二月庚寅【十六】には新羅征討計画のなかで「軍旅を調習」することが行われている（『続日本紀』）。

したがつて、国家から伝達された鼓の技能は鼓吹戸・鼓吹丁に伝えられ、適宜、彼らを用いて軍団で鼓を用いた陣法訓練が行われたと考えられるのである。

るのである。ここで興味深いのは、唐令には鼓吹の禁止が復原されていないことである。もちろん現段階の復原案であることには注意が必要だが、ここからは日本令で独自に鼓吹の私有禁止が規定されたと考えられるのである。

鼓私有禁止の背景としては、第一章でみたような鼓の慣習が日本には存在しなかつたこと、またそうした社会の中では鼓の統制が容易であつたことなどが考えられる。また条文中に「樂鼓は禁むる限りにあらず」という規定があることにも注目できる。唐では鼓が樂事・役事を併せもつものと捉えられていたのにたいし、日本では樂と軍事の鼓がまったく別個のものとして認識されていたといえよう。宮衛令19では「凡有レ獻ニ軍事戎仗等」、即令下内舍人隨ニ獻人「將入上」と、軍器・戎仗の獻上への対応を規定しているが、この「戎仗」のなかに「鼓吹幡鉦」が含まれると義解は説明している。したがつて、鼓というと一般には軍器と見なされていたと考えられるのである。

軍防令義解は本条で鼓鉦の所有禁止の理由を、「所ニ以靜ニレ喧也」と説明している。以上から、軍隊を統制するうえで不可欠なものであるがゆえに、私有が禁じられたと解することができよう。

### ③軍防令54置関条

凡置レ関応ニ守固者、並置ニ配兵士、分番上下。其三関者、設ニ  
鼓吹軍器一、国司分当守固。所レ配兵士之数、依ニ別式一。

本条は、関の運用について定めたものであり、そのなかで三間には鼓を置くことと規定されている。この鼓については、軍事行動に

おける鼓というよりも、むしろ門の開閉にかかる鼓としてみるとほうがよいだろう。この点、(イ)においてみた都城の開閉を掌る鼓と似たものとみることができ。門の開閉については、関市令10に「凡関門、並日出開。日入閉」とあるので、このときに京の諸門と同様に鼓が撃たれたのかもしれない。またあくまで推測ではあるが、國家の危急の際に固闘を行ふ場合にも鼓が撃たれた可能性がある。軍防令に規定がみられることからすれば、こうした推測も可能ではないだろうか。

以上、地方における鼓吹の機能を検討した。鼓の機能は、中央と同様に、兵士の陣列を整えるという点から①②を説明できるだろう。また③も、軍事的な性格がうかがわれる。これらに用いる鼓を統括するのが、(ア)でみた大宰帥・國守であつたと考えられるのである。このことからは、唐令に比して鼓が軍事的機能に特化して用いられることとなつていたことを指摘できる。また唐令においてみられたような、皇帝への直訴・囚人の釈放における鼓の使用に類する事例が日本令ではみられないことも、このことは首肯されるところである。

ただし日本令では、唐令と異なり、喪葬令に鼓についての規定がみられる。

### (オ) 喪具

#### ・喪葬令8親王一品条

凡親王一品、方相轎車各一具、鼓一百面、大角五十口、小角一百口、幡四百竿、金鉦鏡鼓各二面、楯七枚。発喪三日。一品、鼓八十面、

大角四十口、小角八十口、幡三百五十竿。三品、四品、鼓六十面、

大角三十口、小角六十口、幡三百竿。其轎車銕鼓楯鉦、及發喪日、並准二品。諸臣一位、及左右大臣、皆准二品。二位及大納言、准三品。唯除楯車。三位轎一具、鼓四十面、大角廿口、小

角四十口、幡二百竿、金鉦鏡鼓各一面。發喪一日。太政大臣、方

相轎車各一具、鼓一百四十面、大角七十口、小角一百四十口、幡五百竿、金鉦鏡鼓各四面、楯九枚。發喪五日。（下略）

本条は葬列・葬具の規模について規定したものである。唐令にも

対応規定（唐開元七年喪葬令八・一三・一四）が存するものの、鼓は挙げられていない。本条については、喪葬儀礼の観点から稻田奈津子氏が検討を加えており、日本令では葬具が朝廷から支給されることとなつており、指摘に準備される葬具の制限を定める唐令の対応条文と対照的であることを指摘している（稻田二〇〇〇）。この見解を援用すれば、鼓の支給は、天皇に近いということを示すものであつたといえよう。一見すれば、これは中国における「力」を示す鼓との関係を指摘できるかもしれない。

ところで、ここで鼓の運用は、治部省所属の喪儀司が取り扱つてていることが次の規定から知られる。

職員令20喪儀司

喪儀司 正一人。〈掌凶事儀式、及喪葬之具。〉

またこの条についての職員令集解は次のようにある。

#### ・職員令集解「凶事儀式」部分

积云、金鉦鏡鼓楯竿等行列法式、謂之儀式也。跡云、儀式、謂立列幡鼓大少角之類。次第注載式耳。古記云、凶事儀式者、親王、金鉦鏡鼓楯竿等若干云式耳。（下略）

・職員令集解「喪葬之具」部分  
跡云、喪葬之具、謂鼓吹并帷帳等之類也。积云、儀式具物、謂之喪葬之具也。古記云、喪葬之具者、即儀式之具物耳。并陳図等是。

これらの史料からは、喪儀司が「喪儀之具」を取り扱うこと、そしてそれは鼓吹などをさすことが知られる。

ただしこの喪儀司については、先にふれたように、大同三年には鼓吹司に吸收されているのである。このことは、日本の律令国家においては、鼓吹は軍事利用が主であり、喪儀での使用はあくまで従であったことを裏付けているのではないだろうか。したがつて日本令では、時報、舞楽での使用も認められるが、あくまで鼓の機能は軍事的なものであつたといきよう。

以上、第二章では、日本における鼓のあり方について検討した。中国では「力」という思想のなかから樂・役における鼓の機能が存在していたが、日本ではその思想が捨象され、軍事力、とくに兵士を統率するという機能に特化したかたちで、王權により継承されたといえよう。これは鼓の本格的な導入が、壬申の乱という内乱の時期においてなされたことに起因するものと考えられる。したがつて日本における鼓の機能は、軍事における兵士統率にあるといえる。

それでは、こうした機能をもつ鼓が鞠智城にあるということはどういう意味があるのか、またそれが勝手に鳴ることが国史に記されるということにはどのような意味があるのか、といった点について、これまでの検討を踏まえて考えていくこととする。

### 三・鞠智城と鼓

#### (一) 鼓からみた鞠智城

鞠智城の鼓が勝手に鳴ったのは、冒頭に挙げたように天安二年のことであった。この時期は考古学的知見によれば鞠智城IV期に相当する。そしてこのことは、IV期までの間、鼓が鞠智城に置かれ続けていたということをも示している。

そもそも鞠智城がどのような機能を有していたのかということについては、先行する「鞠智城跡特別研究」をはじめとして、近年さまざまなかたちで検討されてきた。このうち鞠智城が奈良・平安時代と、長期間にわたって存続してきたこととの関連でその機能を説明したものとしては、新羅と結びつく可能性のある在地豪族の監視（柿沼二〇一四、堀内二〇一八）、倉庫機能（能登原二〇一四、野木二〇一七）、不動倉（古内二〇一四、里館二〇一九）、大宰府諸国への食糧の備蓄（矢野二〇一八）、大農経営拠点（向井二〇一四）、兵庫（林二〇一九）、兵站（五十嵐二〇一六、須永二〇一七）などがある。そして、倉庫機能を説明するにあたっては、鞠智城が平坦な台地をもつてていることに注目されている。

ただ、はじめに「鼓」から鞠智城を検討する視角を提示したよう

に、やはり鞠智城に鼓があるということそのものに、より注目すべきように思われる。ここで第二章に述べた、日本において鼓が軍陣を整えるという機能をもつていたことを鑑みるとき、鞠智城には軍事訓練の場という意味もあったと考えられるのである。

#### 大野城と「御笠団」（出土銅印）、基肄城と「基肄団」（『日本紀略』

弘仁四年三月）のように、山城と軍団の所在に関係があることについては、すでに先行研究でもふれられている（五十嵐二〇一六）。そして鞠智城についても、その付近に軍団が配されていた可能性が指摘されている（笛山二〇一〇）。ここでさらに、鞠智城内に広かつ平坦な地があることを考慮すると、軍団が広大な練兵施設をもつていただされること（下向井一九八七）との関係から右のこと

を説明できるように思われる。

練兵にあたっては鼓吹を掌る者が必要となるが、これも先述した延喜民部省式にあるように、肥後国に鼓吹丁が存在したことを踏まえば、十分説明がつく。また軍団や鼓吹の管理は、本来は国司に帰するものの、西海道においては大宰帥も鼓吹を職掌としていた。このことから、軍団の練兵場である鞠智城には、大宰府と肥後国の双方の関与があつたのであろう。

もちろんこれを考える場合、次の二つの問題について検討する必要がある。すなわち、①天長三年に西海道には軍団制にかわり統領・選士制が敷かれていることとの関わり、②そもそもなぜ鞠智城で練兵が行われるのか、ということである。

まず①について。『類聚三代格』所収天長三年（八二六）十一月三日太政官符によれば、このころには兵士の弱体化が進んでいたことから、大宰府では、律令兵制を改めて、「富饒遊手之児」から選

士をとり、その統帥を軍毅にかわって統領が行うこととなつたのである。ただいくら富饒遊手であつたとしても、集団戦の訓練は必要だつたのではないだろうか。それゆえに、軍團制廃止以降も、鞠智城において練兵は存続したものと考えられるのである。

そして②についても、やはり軍團との近さから鞠智城が選ばれたものと考えておきたい。そもそも鞠智城のような平坦かつ広大な土地を直ちに他の場所において選定するということは困難であると考えられる。そこで、当初は他の目的も存したかも知れないが、律令兵制の拡充にあたつて鞠智城に練兵場という新たな機能が付与されたと思われる。

そしてここで練兵が行われた場合に、兵士たちは何のために練兵したのかということについても考えておきたい。この点については、鞠智城の機能論で触れられてきた、対外（新羅）・国内（隼人）の二つが挙げられよう。ただし隼人対策については、木村龍生氏が鋭く批判している（木村二〇一四）。本稿では明確な結論を出すことはできないものの、対外目的の兵である場合には、最前線に配置すべき兵力を直前まで練兵することはないと思われる。上陸以後の陸戦を想定した練兵が行われたと推測できる。また対隼人の場合も、実際に発生する可能性は低いとはいえ、やはり陸戦が主となるだろう。したがつてここでは、「新羅か隼人か」と限定せずに、広く「集団戦を要する相手」を念頭に置いた練兵が行われたと考えておくこととした。

ただ元慶三年三月十六日に「菊池郡城院」が国史に登場する際には、「兵庫戸自鳴」とある（『日本三代実録』）ので、このときまでは、鼓は撤去されるか消失し、同時に練兵場としての機能を失つて

いつたものと考えられる。このことは、鼓が国家による軍事を表象しているとすれば、国家による軍事力育成が行われなくなつたことをも意味しているのかもしれない。

## （二）「鼓自鳴」記事の意味

これまで鞠智城の鼓が鳴動することについては、主として新羅来襲などの対外危機や兵乱を示すものとして考えられてきた（酒寄二〇一四、加藤二〇一六など）。これらの見解は、貞觀八年（八六六）四月十八日に兵庫鳴動について陰陽寮が遠国人の来投の予兆であると言上したこと、同十二年十二月二十八日に大鳥が現れた際の龜筮で「兵氣」が示されたことや、同十二年六月十三日に、肥前国杵嶋郡の兵庫振動・鼓鳴動があつたことについて大宰府が占うと「隣兵を警むべし」という結果が出たと伝えたこと、元慶四年（八八〇）二月二十八日に隱岐国が兵庫の振動と鼓の自鳴を伝えたことを受けて陰陽寮が占つたところ「遠方兵乱、北方より起くる」と示されたこと、同五年六月二十九日に北陸道に下された官符のなかで、兵庫鳴動についてのト占の結果が「北境東垂、兵火有るべし。秋より冬に至り、よろしく守禦を慎むべし」というものであつたと述べられていること（いざれも『日本三代実録』）など、天安二年の記事の後に、兵庫鳴動と兵乱との関係性が示された事例の見られることが典拠となつていると考えられる。たしかに元慶三年三月十六日に鞠智城の兵庫が自明していることについては、こうしたことを探まえて兵乱の予兆として捉えられたと可能であろう。

しかしそのことをただちに天安二年に援用することについては、

なお慎重を要するだろう。貞觀・元慶年間とは対照的に、天安二年前後は新羅の動きを示す記事はあまり見られず、わずかに対馬において新羅に備えて弩師をおいたことがみえる（『続日本後紀』嘉祥二年（八四九）二月庚戌【廿五】）のみである。この点に着目して、鞠智城の鳴動と新羅海賊とを結びつけることに批判的な見解も存する（清田二〇一五）。もちろん鼓が軍事に用いられているものであるから、それが勝手に鳴り出すことは兵士召集の合図を意味しているという見方（濱田二〇一〇）も成り立たないわけではない。このように先行研究をみていくと、そのいずれかが正しいとみるとかなり難しいといわざるを得ない。したがって、鼓の鳴動がただちに新羅海賊を示すかどうかという点で「鼓自鳴」の意味を考えることそのものから脱却する必要があるのでないだろうか。

ここで傾聴すべきは、九世紀が災害の多発する時期であることなど、時代的問題を踏まえた検討が必要であるという榎本淳一氏の見解である（榎本淳二〇一七）。これを踏まえれば、災害の多発が当時どのように受け止められていたのかということを考える必要があるのでないだろうか。したがって、ここでは災異記事が多く見られることの意味、そして『日本文徳天皇実録』編纂のねらいは何か、ということを検討したい。こうした検討を経てこそ、本稿で検討する、天安二年の記事の位置づけも理解できるようと思われる。ここでは特に次の二点を検討することによって、右のことを明らかにしたい。すなわち、①『日本文徳天皇実録』にみえる災異記事の特質、②『日本文徳天皇実録』編纂の特色、である。

まず①について、六国史ではしばしば災異記事がみられ、鼓や戸の鳴動についても多く見られる。『続日本紀』以降の五国史につ

いて、鳴動に関連する記事を一覧にすると、表一のようになる<sup>(3)</sup>。こうした記事が集められることについて、山下克明氏は『続日本後紀』に着目し、怪異を「物怪」として認識していたことを指摘する。そして「物怪」としてあらわれる「モノ」の意思の背景には、個人的な災いや社会的災害が想定されており、貴族層はそうした怪異に敏感に反応したとみる。また貴族層は「物怪」とみなすことによつて、災害・怪異を天命・災異思想のように天皇の政治責任に帰することを回避したのではないかと述べている（山下二〇〇一）。一方、松本卓哉氏は、天下の災異を天皇が究極的に引責することによって、逆説的に倭国の天命思想を体現しようとしたとみている（松本一九九〇）。また『日本書紀』の災異記事について検討した榎本福寿氏も、持統紀において災異への対応が記されているのは、災異を察知し、しかるべき対応するという天皇の存在を賞賛するねらいがあつたと指摘する（榎本福寿二〇〇四）。天皇の責任についての差異は認められるものの、三者の意見は、災異やその記事が天皇の支配・治世と関連付けてとらえられていたとみることでは共通している。

なお山下氏は災異を「物怪」とみる点について、『日本文徳天皇実録』は災異記事も少なく、『続日本後紀』と好対照をなしているとする（山下二〇〇二）。しかし『日本文徳天皇実録』には鳴動を含む災異の記事が多く見られ、むしろ松本氏などの述べるような、災異の責任を負う天皇のあり方を認めることがきるのである。

この点を踏まえて、②『日本文徳天皇実録』編纂の特色をみていく。本書の編纂には、都良香が実質的な筆者であつたとする説が有力である。その根拠として、『日本文徳天皇実録』に「何以書之。記異也」

表1 五国史における兵庫・鼓などの鳴動記事

出典	年	西暦	月	日	記事
続紀	養老5	721	2	15	大蔵省の倉が鳴った。
	宝亀11	780	6	28	伊勢国が6月16日に鈴鹿関西内城の大鼓が鳴つたことを言上。
			10	3	左右兵庫の鼓が鳴った。
	天応元	781	3	26	美作国が3月12日における美作国苦田郡の兵庫鳴動を言上。また伊勢国は3月16日における鈴鹿関西中城門の鳴動を言上。
			4	1	左右兵庫の兵器が鳴った。
			12	26	兵庫南院の東庫が鳴った。
後紀	大同元	806	3	22	兵庫が夜に鳴った。
	大同3	808	4	30	廊下に置かれていた駅鈴が鳴った。
			8	27	左右兵庫の鉦鼓が鳴った。
続後紀	承和4	837	3	20	美濃国が2月25日・3月15日の兵庫鳴動を言上。
	承和7	840	5	2	但馬国養父郡・氣多郡兵庫の鼓が鳴った。
	承和10	843	4	1	3月18日の山陵鳴動を楯列陵守らが言上。
	嘉祥3	850	3	12	鈴印の櫃が鳴った。
文徳実録	齊衡2	855	2	13	備中国吉備津彦名神の庫内にある鈴鏡が一夜に三度鳴った。
			8	10	兵庫の中の鼓が鳴った。
	天安元	857	10	24	陰陽寮の漏刻鼓が三度鳴った。
			11	2	陰陽寮の漏刻鼓が三度鳴った。
	天安2	858	1	5	陰陽寮の漏刻鼓が鳴った。
			閏2	24	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が鳴った。
			閏2	25	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が再び鳴った。
			6	20	肥後国菊池城院の兵庫の鼓が鳴った。
			8	4	若狭国兵庫が鳴った。振鈴のようであった。
三代実録	天安2		10	8	陰陽寮漏刻の銅器が鳴った。
	貞觀元	859	1	22	大宰府、筑前国志摩郡の兵庫の鼓が鳴り、兵庫内の弓矢が音を立てたことを言上。
	貞觀8	866	4	18	若狭国の印・公文を収める庫・兵庫が鳴った。
			9	7	美作国兵庫が鳴った。鉦鼓を打つようであった。
	貞觀9	867	10	19	石見国鹿足郡の倉庫が鳴った。
	貞觀12	870	6	13	大宰府、肥前国杵嶋郡の兵庫が鳴り、鼓は二度鳴つたことを言上。

	貞觀 13	871	1	15	大宰府、壱岐島の兵庫の鼓が鳴ったことを言上。
			5	10	佐渡国司、兵庫の鳴動を言上。
	貞觀 14	872	7	17	遠江国兵庫が鳴った。鼓を搥つようであった。
	貞觀 17	875	7	21	長楽門にある駿鈴が、櫃のなかで鳴った。
			8	8	陰陽寮の漏刻の鼓が鳴った。
	元慶 3	879	3	16	肥後国菊池郡の城院の兵庫戸が鳴った。
			11	4	隱岐国での震動。
	元慶 4	880	2	28	隱岐国、兵庫が振動し、のち庫中の鼓が鳴ったことを言上。
			6	23	右兵庫寮中央兵庫が鳴った。
	元慶 5	881	6	23	兵庫が鳴った。
	仁和 2	886	5	26	山城国石清水八幡宮が鳴った。鼓を擊つようであった。

「何以書レ之。記レ災也」という文言をもつ記事が合計十三例みられており、この書き方が都良香の通じていた『春秋公羊伝』にもどづくものであるということが挙げられる（松崎二〇〇一）。本稿で取り上げている天安二年の「鼓自鳴」記事には「災」「異」ということは記されていないが、中国古典に通じている人物が当該時期にいるということは、「鼓自鳴」記事の性格を考える上で無視できないであろう。すなわち松本氏などの述べるように、「鼓自鳴」などの怪異を受け止めることによって、天皇の支配を体現しようとしたと考えられるのである。さらに『日本文德天皇実録』編纂前後が文章経国の時代であることを鑑みれば、鼓の鳴動が、第一章でみたように「力」の現れとして認識されたことも十分想定できるのではないだろうか。

したがって、鞠智城の鳴動が取り上げられ、それが国史に記載されたのは、対新羅危機の予兆としてではなく、文德天皇、そして律令国家の支配というものを示すねらいによると考えられるのである。たしかに鼓が勝手に鳴り、のちに不動倉が焼失するということは、一面的には城の荒廃や衰退をあらわすもの（桑原一九九六）ではある。しかしそれをあえて記録することについては、律令国家にとって何らかの意味がなければならないだろう。「自鳴」という怪異をも受け止めることができ、天皇による支配を逆説的に示していることになるのである。中世以降、有力寺社が国家にその存在を訴えかけていく方法として、鳴動を伝えるということが見られるようになる（黒田二〇〇一、榎村二〇〇九）のは、こうした古代における支配の思想と無関係ではないように思われる。

このように考えるとき、鞠智城の「鼓自鳴」を国家が把握するこ

とには、律令国家の支配を改めて認識するという意味があつたといえるのである。

### むすびにかえて

ここまで二章にわたり、鼓の唐日における機能の違いを踏まえて、鞠智城に鼓があること、そして「鼓自鳴」記事があることの意味を検討した。ここまで明らかにしたことを探理すると、次のようになる。

・中国では、あらゆる「力」の象徴として鼓が用いられた。その思想のもとに、鼓は樂事・役事（軍事）に用いられた。またそうした鼓が勝手に鳴ることは、抗いがたい「力」の存在を示した。

・日本では、壬申の乱という国家的内乱のさいに鼓が本格的に導入された。このため鼓は国家の軍事的強力を示すものとなつた。とくに兵士の陣列を整えるために鼓は用いられており、鼓吹司は兵部省のもとに置かれた。葬送における鼓についても、最終的にはこの鼓吹司が担うこととなつた。

・鞠智城に鼓が置かれていたことは、城内に広大な平坦地が存在したことと併せて考えれば、この城が練兵場という役割をも平安時代に担つていたことを示している。またその鼓の鳴動を国家が把握することは、律令国家の支配をあらためて認識する意味があつたと考えられる。

鞠智城の「鼓自鳴」については、それが何を意味するのかというよりも、まず自鳴ということを国家が知ることそのものが重要だつたのではないかと考えた。もちろん国家による様々な怪異把握の一

環として鞠智城も捉えられたことは確かである。しかしながら他の山城ではなく、鞠智城を把握したのかということについて、最後に私を見を述べておきたい。林氏は兵庫の存在が律令国家の象徴であつたことに着目している（林二〇一九）が、やはりそれに加えて、鞠智城そのものが律令国家にとつて重要な城だつたことによると考えたい。それは、のちに練兵場としても用いられていたとはいえ、当初は東アジアの動乱や対国内政策との関わりの中で作られたと考えられる鞠智城が、律令国家を周縁から支える存在でありつづけていたことを示すのではないだろうか。それゆえにこそ、その鼓の鳴動は律令国家として把握しなければならないものであったようと思われる。

本稿は天安二年前後の鞠智城の姿について、ささやかな私見を示したにすぎない。したがつて私見の当否は、鞠智城の変遷全体のなかに位置づけることによつて改めて吟味されなければならないだろう。今は大方のご叱正を仰ぐこととし、擱筆したい。

### 【註】

（1）胡口氏は、こうした鼓の使用が唐府兵制における軍陣調習法（第一章第二節（エ）参照）に通ずるものであるとする（胡口一九八一）。鼓と軍事訓練との関連については同意したいが、それを直ちに「季冬習戰」＝冬期の集團戦訓練と結びつけることは難しいように思われる。ここでは日唐の軍制・訓練の違い、ひいては鼓のもつ思想的背景の違いにも注目する必要があろう。なお北啓太氏は、陣法の技術を統制下に置くために、国内上番の際に陣法訓練を行つたとみている（北一九八二）。

(2) 下向井氏は、軍制の考察をするなかで、鼓を用いた教練の存在を指摘している(下向井一九八七)。

(3) 本表作成にあたっては、酒寄氏・加藤氏の報告資料(酒寄一〇一四、加藤二〇一六)を参照した。

(論文・著書)

荒木雪葉一〇〇三「中国古代の鼓と為政者——音楽思想として——」(『比較思想研究』二九別冊)。

五十嵐基善二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」(『鞠智城と古代社会』四、熊本県教育委員会)。

稲田奈津子二〇〇〇「日本古代喪葬儀礼の特質——喪葬令からみた天皇と氏」(『日本古代の喪葬儀礼と律令制』吉川弘文館、二〇一五年所収)。

榎本淳一二〇一七「東アジア世界の変貌と鞠智城——国際環境から見た九世紀以降の鞠智城」(『鞠智城の終焉と平安社会 古代山城の退場』熊本県教育委員会)。

榎本福寿二〇〇四「日本書紀の災異関連記述を読む——日本書紀の文献学をめざす試みー」(『日本史研究』四九八)。

榎村寛之二〇〇九「奈良・平安時代の人々とフシギなコト」(東アジア恆異学会編『怪異学の可能性』角川書店)。

大築邦雄一九五八「鼓(つづみ)」(『日本歴史大事典』二三、河出書房)。

柿沼亮介二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智城」(『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会)。

加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城——九世紀から一〇世紀の对外関係と『菊池城院』『菊池郡城院』——」(『律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会)。

北啓太一九八二「軍団兵士の訓練に関する一考察——「季冬習戦」の存否をめぐってー」(『続日本紀研究』二二四)。

木村龍生二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察——熊襲・隼人対策説への反論ー」(熊本県教育委員会『鞠智城跡II——論考編1——』)。

清田美季二〇一五「八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院」(『鞠智城と古代社会』三、熊本県教育委員会)。

黒田智一〇〇二「鳴動論ノート」(『日本歴史』六四八)。

桑原憲彰一九九六「鞠智城と長者伝説」(『菊鹿町史』菊鹿町史編集委員会)。

【参考文献】  
(史料)

周礼正義(十三經注疏、中文出版社)  
山海經(全釈漢文大系、集英社)  
後漢書(中華書局)  
新唐書(中華書局)  
三国史記(朝鮮史学会)  
日本書紀(日本古典文学大系、岩波書店)  
続日本紀(新日本古典文学大系、岩波書店)  
日本後紀(訳注日本史料、集英社)  
続日本後紀(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
日本文德天皇実録(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
日本三代実録(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
唐令拾遺・唐令拾遺補(東京大学出版会)  
天一閣蔵明鈔本天聖令校証 附唐令復原研究(中華書局)  
令集解(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
令義解(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
類聚三代格(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
延喜式(訳注日本史料、集英社)  
続日本紀(新訂増補国史大系、吉川弘文館)  
万葉集(新日本古典文学大系、岩波書店)  
懷風藻(日本古典文学大系、岩波書店)

胡口靖夫一九八一「律令軍團制の軍事訓練制度（続）——橋本裕氏の所論

を読みて——」（『続日本紀研究』二二六）。

佐伯有清一九五八「律令時代の禁書と禁兵器制」（『日本古代の政治と社会』

吉川弘文館、一九七〇年所収）。

酒寄雅志二〇一四「古代の東アジアの動向と鞠智城」（『古代山城の成立と

鞠智城 古代山城鞠智城築城の謎を探る』熊本県教育委員会）。

笹山晴生二〇一〇「鞠智城と古代の西海道」（ 笹山晴生監修・熊本県教育

委員会編『古代山城 鞠智城を考える 一一〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社）。

里館翔大二〇一九「平安時代の鞠智城周辺の国内情勢」（『鞠智城と古代社会』七、熊本県教育委員会）。

下向井龍彦一九八七「日本律令軍制の基本構造」（『史学研究』一七五）。

進藤英幸一九八二「中国古代における鼓に就いて」（『大東文化大学漢学会誌』二二）。

須永忍二〇一七「古代肥後の氏族と鞠智城 ——阿蘇君氏とヤマト王権」（『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会）。

寺内直子一九八八「鼓（つづみ）」（『国史大辞典』九、吉川弘文館）。

仁井田陞一九六三『中国法制史』増補版、岩波書店。

野木雄大二〇一七「十世紀における国家軍制と鞠智城」（『鞠智城と古代社会』五、熊本県教育委員会）。

能登原孝道二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」（熊本県教育委員会『鞠智城跡 II —論考編1—』）。

濱田耕策二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城 ——白村江の敗戦から隼人・

南島と新羅海賊の対策へ」（ 笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える 一一〇〇九年東京シンポジウムの記録』山川出版社）。

林奈緒子二〇一九「日本古代の兵庫と鞠智城」（『鞠智城と古代社会』七、熊本県教育委員会）。

古内絵里子二〇一四「日本における古代山城の変遷——とくに鞠智城を中心として——」（『鞠智城と古代社会』二、熊本県教育委員会）。

堀内和宏二〇一八「鞠智城と古代西海道の官衙・交通路」（『鞠智城と古代社会』六、熊本県教育委員会）。

松崎英一二〇〇一「日本文徳天皇実録」（皆川完一・山本信吉編『国史大系書目解題』下、吉川弘文館）。

松本卓哉一九九〇「律令国家における災異思想」（黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館）。

向井一雄二〇一四「鞠智城の変遷」（熊本県教育委員会『鞠智城跡 II —論考編2—』）。

矢野裕介二〇一八「鞠智城の変遷に関する一考察」（『大宰府の研究』高志書院）。

山下克明二〇〇二「災害・怪異と天皇」（『岩波講座 天皇と王権を考える八 コスマロジーと身体』岩波書店）。